

国の出先機関の存続を求める決議

政府が推し進めようとしている「地域主権改革」は、憲法25条以下の定める社会保障について国の責任を後退させ、地域の格差を拡大し、住民生活及び福祉を脅かすものであることを、自由法曹団は指摘してきた。近く政府は、「地域主権改革」の一環として、国の出先機関の廃止をねらっている。

廃止が検討されている国土交通省地方整備局は、道路、河川、ダムの整備や維持管理を担当しており、国民の生命・財産を災害や事故から守り、災害の際に復旧するで、極めて重要な役割を担っている。地方の財政基盤には現実に大きな格差のあるもとで、もしその責任が地方に移管されれば、これまでの体制と機能を維持できず、緊急の災害対応はもとより、防災のための河川整備や、日常的な道路・河川の維持や橋・トンネルの補修等もできなくなる。昨年発生した東日本大震災では、全国から2万人もの地方整備局職員が派遣され、地元自治体や業者と協力し、寸断された道路が直ちに復旧された。昨年全国各地で発生した水害からの復旧についても同様である。こうした対応が可能なのは、地方整備局が国の出先機関として同じ法律や基準で災害対応機器を常備し、道路・河川などの整備・管理、大規模災害の経験を蓄積し、専門的な活動をしてきたからである。

廃止が検討されているハローワークは、国民の勤労権を保障する憲法27条と法に基づき、全国的に統一された労働行政を担っている。これが地方に移管されれば、公共職業安定所の機能にも地方ごとの格差が生まれるおそれがあり、憲法の平等原則に反し、勤労権の保障そのものを危うくしかねない。また、国の機関が労働監督や公共職業安定組織の維持と職業紹介を実施することを義務付けるILO条約にも抵触するものである。

すでに全国市長会や、全市町村の約4分の1を超える市町村長が加入する「地方を守る会」が、国民の安全安心を守るために、国の出先機関の廃止について拙速を避けた慎重な対応を求めている。政府は、地方からあげられているこうした要望に、耳をかたむけるべきである。

自由法曹団は、憲法の原則にしたがい、国の責任の放棄をゆるさず、国の責任において国民の生命・身体・財産をまもり、社会福祉及び社会保障を実現することを求める立場から、あらためて国の出先機関の存続を求め、引き続き「地域主権改革」のもつ危険性を明らかにし、広範な国民と共同して、国の出先機関の廃止を阻止するために全力をあげるものである。

2012年5月21日

自由法曹団2012年5月研究討論集会